

【表紙】

|                |                                                                                                                                                                                                        |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                                                                                                                                                                                                |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項                                                                                                                                                                                     |
| 【提出先】          | 関東財務局長                                                                                                                                                                                                 |
| 【提出日】          | 2026年3月24日                                                                                                                                                                                             |
| 【会社名】          | 株式会社ダイフク                                                                                                                                                                                               |
| 【英訳名】          | DAIFUKU CO., LTD.                                                                                                                                                                                      |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 寺 井 友 章                                                                                                                                                                                        |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 取締役常務執行役員 CFO 日 比 徹 也                                                                                                                                                                                  |
| 【本店の所在の場所】     | 大阪市西淀川区御幣島3丁目2番11号                                                                                                                                                                                     |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社ダイフク 東京本社<br>(東京都港区海岸1丁目2番3号(汐留芝離宮ビルディング))<br>株式会社ダイフク 名古屋支店<br>(愛知県小牧市小牧原4丁目103番地)<br>株式会社ダイフク 北関東支店<br>(埼玉県草加市北谷1丁目17番5号)<br>株式会社ダイフク 藤沢支店<br>(神奈川県藤沢市菖蒲沢28)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長寺井友章及び最高財務責任者日比徹也は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社17社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

なお、全社的な内部統制の評価範囲とした18の事業拠点の売上高を合算すると、連結売上高の概ね95%を占めております。

重要な事業拠点の選定にあたっては、当社及び連結子会社は、同種の製造事業を行っており、業務の性質や構造は概ね類似していることから、金額的重要性の指標として、売上高を選定指標としました。全社的な内部統制の評価が良好であることから、評価範囲は連結売上高の概ね2/3を占める事業拠点を選定しました。

上記検討の結果、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、計6事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、当社は製造業であり、製造及び販売が主な収益獲得活動であることから、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、完成工事未収入金及び契約資産、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。また、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加することとしておりますが、当事業年度において追加した評価対象はありません。なお、決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、全社的な内部統制に準じて、同一の18事業拠点を評価範囲としました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。